

米軍のつり下げ訓練及びパラシュート降下訓練等の禁止を求める意見書

防衛局は、平成29年10月30日の読谷村及び村漁業協同組合の抗議を受け、同月23日から26日にかけて読谷村都屋沖にて米海軍がつり下げ訓練を実施したことを確認した。また、11月2日と7日、再三にわたり沖縄県や基地周辺自治体の強い中止要請を受けていたにもかかわらず、うるま市の津堅島沖で米軍によるパラシュート降下訓練が強行実施された。

読谷村では、5月につり下げ訓練に反対する村民大会を開催し、抗議の声をあげている。過去に米軍によるつり下げ訓練により人命が失われた事故もあり、通知も行わないなど全く安全にも配慮されておらず言語道断である。更に12月4日午後3時から午後4時ごろには、米陸軍トリイ通信所において米海兵隊のMV-22オスプレイから着陸帯への降下訓練が行われた。当該着陸帯は物資輸送や緊急時の使用に限定されているにもかかわらず、またしても訓練が行われた。うるま市においても訓練通知も詳細不明のまま直前にしか行われず、パラシュート降下訓練を強行実施し、周辺海域での民間漁船の航行も確認されており一歩間違えれば重大事故につながりかねず危険極まりない。

昨今、米軍の訓練の強行実施が相次ぎ、地域住民への配慮も見られず恒常化しており、議会・行政の抗議を一顧だにしない米軍の暴挙は断じて許されない。嘉手納飛行場でのパラシュート降下訓練同様、連帯して日米両政府に抗議・要請をするものである。

よって、本町議会は、町民及び県民の生命、財産、安全を守る立場から関係機関に対し、厳重に抗議するとともに、下記事項について強く要請する。

記

- 1 嘉手納飛行場及び津堅島訓練場水域での米軍パラシュート降下訓練を全面禁止させること。
- 2 読谷村上空でのつり下げ訓練及び着陸帯の目的外使用を全面禁止させること。
- 3 日米合同委員会において「指定された地域以外でのつり下げ訓練及びパラシュート降下訓練を行わない」ことを決定・明記すること。
- 4 日米地位協定の抜本的な改定を早急に行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年12月22日

沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣 農林水産大臣
沖縄及び北方対策担当大臣 外務省特命全権大使（沖縄担当） 沖縄防衛局長